明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

同	誰もが活躍できる社会を目指し多様な働き方を可能とする「働き方改革」を総合的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる	加藤　勝信
同	日露経済分野における協力プランを推進するため行政各部の所管する事務の調整を担当させる	世耕　弘成
同	人生百年時代を見据えた経済社会の在り方を大胆に構想し「人づくり革命」を総合的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる	茂木　敏充
内閣府特命担当大臣	沖縄及び北方対策を担当させる	江崎　鐵磨
同	金融を担当させる	麻生　太郎
同	消費者及び食品安全を担当させる	江崎　鐵磨
同	少子化対策を担当させる	松山　政司
同	経済財政政策を担当させる	茂木　敏充
同	規制改革を担当させる	梶山　弘志
同	地方創生を担当させる	梶山　弘志
同	クールジャパン戦略を担当させる	松山　政司
同	知的財産戦略を担当させる	松山　政司
同	科学技術政策を担当させる	松山　政司
同	原子力損害賠償・廃炉等支援機構を担当させる	世耕　弘成
同	宇宙政策を担当させる	松山　政司
同	防災を担当させる	小此木八郎
同	原子力防災を担当させる	中川　雅治
同	男女共同参画を担当させる	野田　聖子
同	海洋政策を担当させる	江崎　鐵磨
同	マイナンバー制度を担当させる	野田　聖子
同	拉致問題を担当させる	加藤　勝信
内閣官房副長官に任命する（各通）		西村　康稔
内閣法制局長官に任命する		横畠　裕介
内閣危機管理監に任命する		髙橋　清孝
内閣情報通信政策監に任命する		遠藤　紘一
国家安全保障局長に任命する		谷内正太郎
内閣官房副長官補に任命する（各通）		北村　滋
内閣情報官に任命する		中島　明彦
内閣総理大臣補佐官に任命する（各通）		長谷川榮一
内閣広報官に兼ねて任命する		和泉　洋人
内閣総理大臣補佐官		藺浦健太郎
国家安全保障に関する重要政策を担当させる		宮腰　光寛
同	ふるさとづくりの推進及び農林水産物の輸出振興を担当させる	衛藤　晟一
同	教育再生、少子化その他国政の重要課題を担当させる	衛藤　晟一
同	国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策を担当させる	和泉　洋人
同	政策企画を担当させる	長谷川榮一
文部科学大臣補佐官に任命する		鈴木　寛
内閣府大臣補佐官に任命する		福田　隆之
内閣官房長官を補佐させる		島尻安伊子
内閣府大臣補佐官に任命する		西村　康稔
江崎内閣府特命担当大臣を補佐させる		野上浩太郎
内閣官房副長官		杉田　和博
同		横畠　裕介
内閣法制局長官		髙橋　清孝
内閣危機管理監		遠藤　紘一
内閣情報通信政策監		谷内正太郎
国家安全保障局長		古谷　一之
内閣官房副長官補		兼原　信克
同		中島　明彦
内閣情報官		北村　滋
内閣総理大臣補佐官		藺浦健太郎
同		宮腰　光寛
同		衛藤　晟一
文部科学大臣補佐官		和泉　洋人
内閣府大臣補佐官		鈴木　寛
同		福田　隆之
		島尻安伊子

願に依り本官を免ずる（各通）
内閣総理大臣補佐官兼内閣広報官
長谷川榮一

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月一日）

○内閣総理大臣及び国務大臣退官

本月一日内閣総理大臣に安倍晋三が任命せられ、第三次安倍内閣の内閣総理大臣安倍晋三及び国務大臣麻生太郎、同野田聖子、同上川陽子、同河野太郎、同林芳正、同加藤勝信、同齋藤健、同世耕弘成、同石井啓一、同中川雅治、同小野寺五典、同菅義偉、同吉野正芳、同小此木八郎、同江崎鐵磨、同松山政司、同茂木敏充、同梶山弘志、同鈴木俊一はそれぞれその地位を失った。

○副大臣退官

復興庁設置法第九条第七項、内閣府設置法第十三条第六項及び国家行政組織法第十六条第六項の規定により本月一日復興副大臣土井亨、同浜田昌良、内閣府副大臣赤間二郎（あかま二郎）、同越智隆雄、同松本文明、総務副大臣奥野信亮、総務副大臣兼内閣府副大臣坂井学、法務副大臣兼内閣府副大臣**某**梨康弘、外務副大臣中根一幸、同佐藤正久、財務副大臣上野賢一郎（うえの賢一郎）、同木原稔、文部科学副大臣丹羽秀樹、文部科学副大臣兼内閣府副大臣水落敏栄、厚生労働副大臣高木美智代、同牧原秀樹、農林水産副大臣礒崎陽輔、同谷合正明、経済産業副大臣西銘恒三郎、経済産業副大臣兼内閣府副大臣武藤容治、国土交通副大臣牧野京夫（牧野たかお）、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣秋元司、環境副大臣渡嘉敷奈緒美（とかしきなおみ）、環境副大臣兼内閣府副大臣伊藤忠彦、防衛副大臣兼内閣府副大臣山本朋広（山本ともひろ）はそれぞれその地位を失った。

○大臣政務官退官

復興庁設置法第十条第七項、内閣府設置法第十四条第六項及び国家行政組織法第十七条第六項の規定により本月一日内閣府大臣政務官村井英樹、同山下雄平、内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官長坂康正、総務大臣政務官小倉將信、同山田修路、総務大臣政務官兼内閣府大臣政務官小林史明、法務大臣政務官兼内閣府大臣政務官山下貴司、外務大臣政務官岡本三成、同堀井学、同堀井巌、財務大臣政務官今枝宗一郎、同長峯誠、文部科学大臣政務官宮川典子、文部科学大臣政務官兼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官新妻秀規、厚生労働大臣政務官田畑裕明、同亀瑞穂（大沼みずほ）、農林水産大臣政務官野中厚、同上月良祐、経済産業大臣政務官大串正樹、経済産業大臣政務官兼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官平木大作、国土交通大臣政務官秋本真利、同高橋克法、国土交通大臣政務官兼内閣府大臣政務官簗和生、環境大臣政務官笹川博義、環境大臣政務官兼内閣府大臣政務官武部新、防衛大臣政務官大野敬太郎、防衛大臣政務官兼内閣府大臣政務官福田達夫はそれぞれその地位を失った。

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）